

1. 件名「運転期間延長認可申請（東海第二発電所）に関する事業者ヒアリング（14）」
2. 日時：平成30年2月20日 15時00分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ実用炉審査部門

天野安全管理調査官、塚部管理官補佐、中野高経年化対策専門職

検査グループ専門検査部門

森田主任原子力専門検査官

長官官房技術基盤グループ

システム安全研究部門

池田統括技術研究調査官、橋倉技術研究調査官、北條技術研究調査官、

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 所長代理 他10名

5. 要旨

(1) 審査会合における指摘事項、共通事項、特別点検（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物）について

○日本原子力発電から、審査会合における指摘事項、共通事項、特別点検（原子炉圧力容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物）について説明があった。

○原子力規制庁から主に以下の点についてコメントをした。また、今後資料を確認し、適宜追加でコメントを行う旨伝えた。

【審査会合における指摘事項】

- 要求事項に対する考え方、検討状況と今後の予定について整理すること。

【共通事項】

- 補足説明資料の準備を進めること。
- 震災影響を考慮した劣化状況評価への影響を説明すること。

【特別点検（原子炉圧力容器）】

- 基礎ボルトの超音波探傷試験の妥当性についての考え方を説明すること。

【特別点検（原子炉格納容器）】

- 点検不可範囲の考え方について説明すること。

○日本原子力発電から、了承した旨回答があった。

6. 資料

- ・「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答一覧表」
- ・「東海第二発電所 審査会合における指摘事項の回答（運転期間延長認可申請関係）」
- ・「東海第二発電所 運転期間延長認可申請（共通事項）」
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉圧力容器）」
- ・「東海第二発電所 特別点検（原子炉格納容器）」
- ・「東海第二発電所 特別点検（コンクリート構造物）」